



小売業の 労働災害事例と 対策集

京都府小売業プラスセーフ (+SAFE) 協議会

(令和6年3月)

令和6年6月一部修正

構成員

京都生活協同組合
株式会社さとう
株式会社ハートフレンド
株式会社マツモト
公益社団法人京都労働基準協会
全国健康保険協会 京都支部
独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター
中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター
京都労働局 労働基準部 健康安全課

もくじ

	ページ 番号
1 はじめに	3
2 そもそも「安全衛生」って何？	3
3 なぜ「安全衛生活動」に取り組むの？	4
4 どんな労働災害が起こっているの？	5
5 災害事例と対策	6
「墜落、転落」 … 高い所から落ちる	6
「転倒」	7
「無理な動作、動作の反動」 … ひねる・伸ばす・腰痛	9
「切れ、こすれ」	10
「はさまれ、巻き込まれ」	11
「激突され」 … 物がぶつかってくる	12
「飛来、落下」 … 物が飛んでくる、落ちてくる	12
「高温・低温の物との接触」 … 凍傷、やけど、熱中症	13
「有害物等との接触」 … 薬傷、中毒、酸欠	13
6 対策参考資料	14

各産業で人手不足が叫ばれる中、**全国の統計では平成21年以降労働災害が増加傾向**となっており、**京都府**でも最低値を記録した**平成28年以降は、増減しながら徐々に増加**しています。

労働災害の増加には、**労働者の高年齢化など**が影響しており、今後とも増加が懸念されます。

本資料は、災害事例や対策を、京都府小売業プラスセーフ（+SAFE）協議会の構成員である**小売業の企業各社の実例**をもとに取りまとめたものです。

各職場で参考とされ、**安全で健康な職場づくりの一助**としていただけることを期待いたします。

そもそも「安全衛生」って何？

労働安全の法令に「安全」「衛生」という言葉の定義はありません。
まずは、わかりやすく

「安全」・・・ ケガするような危険がない
「衛生」・・・ 病気にならず健康が保たれる

くらいに考えてみましょう。

（なお、専門的には、ISO/IEC GUIDE 51:2014（国際標準化機構・国際電気標準会議）、JIS Z8051（日本産業規格）では、「安全」の定義を「許容できないリスクがないこと」としています。

したがって、「事故がないから安全だ」とはなりませんし、また、ゼロリスクを指すものではありません。）

ですから、

「交通安全」といえば、「移動していて事故に遭わない」

「食品衛生」といえば、「製造した食品により食べた方が病気にならない」となりますし、

「労働安全衛生」は、「労働することにより、ケガや病気をしない」

と考えると、イメージしやすいと思います。

安全衛生管理の不備による、起こる問題の最たるものは「労働災害」です。労働災害が発生すると、以下のように労使ともに影響をもたらします。

【労働者にとって】

重篤な場合、命を失う、障害が残るということが起こります。
また、障害が残らないまでも、休業せざるを得なくなる、治療で入院や通院が必要となるといった負担が生じます。

【企業にとって】

労働災害が発生した場合、以下の法的責任が生じます。

「**刑事上の責任**」 刑法（業務上過失）、労働安全衛生法による処罰

「**民事上の責任**」 損害賠償責任（不法行為、安全衛生配慮義務不履行）

「**行政上の責任**」 行政指導、行政処分（指名停止など）等

「**社会的責任**」 社会的非難、信用失墜等

また、労働者が休業すれば、人手不足がより深刻となります。

事業者も労働者も協力して安全衛生管理に取り組む必要があります。

安全衛生活動に取り組まないこのデメリットとは逆に、**安全衛生活動に取り組むことのメリット**があります。

【生産性の向上】

「安全第一」は製造業や建設業でおなじみのスローガンですが、元をただせば、西暦1900年ごろのアメリカまでさかのぼります。

当時は、

「生産第一・品質第二・安全第三」

と考えられており、**生産を重視するあまり労働災害が多発**していました。

これを、

「**安全第一・品質第二・生産第三**」

と変えたところ、むしろ生産性が向上し、なおかつ労働災害も減少した、というものです。

【人材の確保・定着】

昭和には3K職場（きつい、汚い、危険）は、求職者、労働者から避けられていました。

安全衛生が行き届く職場のほうが、労働者の採用や定着に有利になるとでしょうし、また、労働災害が少なければ、被災した労働者分の人手が欠けたり、その処理に労力を割いたりする必要もなくなります。

「安全衛生活動」は軽視してよいものではありません。
むしろ、積極的に取り組むことで、よりよい職場を実現しましょう。

どんな労働災害が起こっているの？

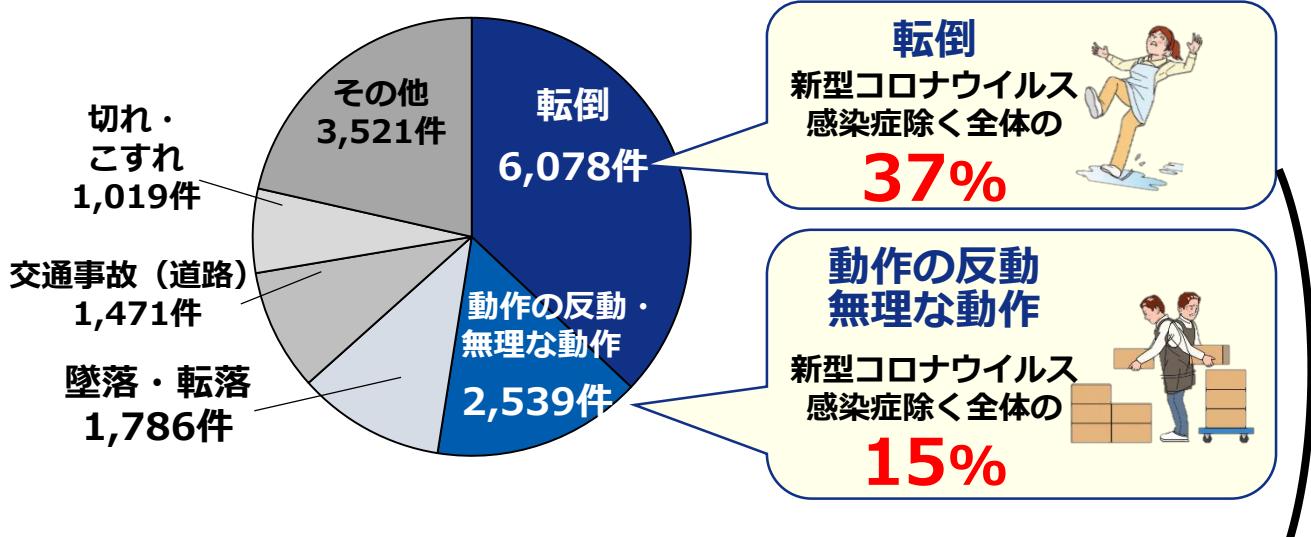
小売業では、特に「転倒」、無理な動作による「腰痛」など、労働者の作業行動に起因する労働災害が多くなっています。

小売業に多い労働災害

転倒	無理な動作	墜落・転落	その他
急いでいる時や両手で荷物を抱えている時などに、放置された荷物や台車に「つまずく」、濡れた床で「滑る」など	重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりする際「腰痛になる」、「筋を痛める」、「くじく」など	「脚立やはしごの上でバランスを崩して落ちる」、「階段で滑り落ちる」など	「やけどをした」、「刃物や割れ物で手を切った」、「交通事故にあった」など

例：小売業における労働災害（全国、令和4年…計16,414件）

※新型コロナウイルス感染症除く災害を除く



労働者が被災 → 大きな人手不足を招く

↓
多忙となりさらに労働災害が起こる悪循環

転倒は、来店客の被災も起こります。

↓
昨今は来店客からの損害賠償訴訟となる例も

労働者の高齢化にも対処しつつ職場改善を進めないと
サービスが提供できない

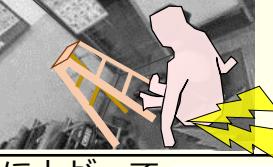
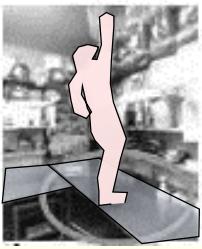
京都府内の
休業4日以上の転倒災害
(令和4年、全産業)

平均休業日数**46.8日**
⇒ 職場復帰まで
平均6～7週間

各事業者・労働者が安全衛生に対する意識を高めて
作業行動を変え、自主的な安全衛生活動を推進して、
安全衛生水準を向上させる必要があります。

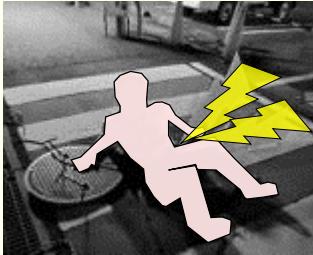
墜落・転落

… 高い所から落ちる

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
	◎ 脚立・踏み台作業		
墜落 -1	惣菜加工場で、吊り棚に置いてある食品トレーを取るために脚立に乗っていたところ、 足元が滑り脚立から墜落 して、床で頭部と肘を強打し、打撲した。	<ul style="list-style-type: none"> 脚立は足元が不安定になりやすく、危険な道具です。 	<p>① 踏み面の広い作業台などを優先して使用しましょう。</p> <p>② やむを得ず脚立を使用する場合には、以下を実施しましょう。</p> <p>ア 踏み面に滑り止めシールを貼る。</p> <p>イ 靴底の油分・水分をふき取る。</p>
墜落 -2	ボードにチラシを掲示しようと脚立に乗っていたところ、お客様への挨拶に気を取られ、 足を踏み外して脚立から墜落 し、左手を骨折した。	 <ul style="list-style-type: none"> 惣菜、鮮魚などの加工場所では、靴底に油分、水分が付着し、滑りやすくなります。 	
墜落 -3	作業台に上がって吊棚に収納してあるトレーを取り出そうとしたところ、 足元が滑り作業台から墜落 して、腰部を打撲した。	 <ul style="list-style-type: none"> 作業台は、踏み台にしてはいけません。 (特に、金属の作業台と靴下等の繊維では摩擦が効きません。) 	<p>① 踏み面の広い作業台などを使用しましょう。</p>
	◎ 階段通行		
墜落 -4	退店するため2階から階段を降りていたところ、 階段から足を踏み外して下の通路まで転落 し、左半身と頭部を強打し、鎖骨及び肋骨を骨折した。	 <ul style="list-style-type: none"> 階段自体が落ちると危険な場所です。 転落する高さや、打ちどころによっては、死亡に至る場合もあります。 	<p>① 階段は以下の状態を保ちましょう。</p> <p>ア 踏み面に滑り止めシールを貼る。</p> <p>イ 油分・水分をふき取る。</p> <p>ウ 両側に手すりを設置する。</p> <p>エ 不要な物を置かない。</p> <p>オ 照度を保つ。</p> <p>カ 揭示・表示により注意を促す。</p> <p>② 通行時には、以下を守りましょう。</p> <p>ア 手すりを保持する。</p> <p>イ 走らない。</p> <p>ウ 足元が確認できるよう、両手いっぱいに物を持たない。</p>
【対策の実例】			
危険な箇所であることが、わかりやすく示されています。			

墜落・転落

… 高いところから落ちる

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
	◎ その他		
墜落 -5	<p>退勤後、従業員駐車場へ向かい店舗敷地内の横断歩道を、スマートフォンを操作しながら歩いていたところ、設備工事で蓋が開いていた歩道上の深さ約1mのマンホールに気づかず墜落し、骨折した。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 「1メートルは一命とる」と言われています。 蓋などの開口部は開けたままにしてはいけません。 作業上、開けたままにする場合には囲い等で明示が必要です。 下水などのマンホール内は酸欠や硫化水素中毒のおそれがあり、濃度によっては即死します。 	<p>① 蓋等は開けたままにしないようにしましょう。 開けたままにせざるを得ない場合には、囲い等で明示しましょう。</p> <p>② 朝礼、昼礼、インフォメーションボードなどで、作業予定を周知しましょう。</p> <p>③ 通行者は、通行時には、進行方向、足元、周囲を確認しながら歩きましょう。 走ったり、「歩きスマホ」はしないようにしましょう</p>

転倒

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
	◎ つまずき		
転倒 -1	<p>勤務終了後、作業靴を履き替えて更衣室へ移動する際、置いてあった踏み台に躊躇して転倒し、左足を床に強打して、骨折した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通路に、足が引っかかるものを置いてはいけません。 一時的に物を置いて使用した後は、片付ける必要があります。 	<p>① 通路に物を置かないようにしましょう。 一時的に物を置いて使用した後は、速やかに決められた位置に片付けましょう。</p> <p>② 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）を行いましょう。</p> <p>③ 通行者は、通行時には、進行方向、足元、周囲を確認しながら歩きましょう。</p>

転倒

… 転ぶ

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
	◎ つまずき		
転倒 -2	品出しの準備中、ミニキャリアに躊躇して転倒し、柱に額を打ち打撲を負った。	<ul style="list-style-type: none"> 台車類は車輪があるため、足を乗せると、滑ってします。 	<p>① 作業前に、作業位置、物を置く位置を決めておき、足を動かす範囲にキャリアを置かないようにしましょう。</p> <p>腰痛防止の観点から、荷をなるべく作業者の体に近づけること、体をなるべくひねらない位置となるよう考えましょう。</p>
転倒 -3	店舗後方搬入口で空の段ボール箱を折りたたんでカゴ車に積んでいたところ、地面に設置されたカゴ車の転がり止め金具に躊躇して転倒。左足首を強く捻り靭帯を損傷した。	<ul style="list-style-type: none"> 作業時に足を動かす範囲に、躊躇する原因となる物を置いてはいけません。 <p>作業場所の確保が必要です。</p>	<p>② 転倒の原因となる物がない広さの作業場所を確保しましょう。</p>
転倒 -4	生ゴミ低温保管庫で照明を点けずに作業していたところ、重みで扉が閉じて庫内が真っ暗になってしまい、置いてあったカット台車に躊躇して転倒し、胸を床に強打して、骨折を負った。	<ul style="list-style-type: none"> 暗いと、障害物や段差に気づかず転倒しやすくなります。 	<p>③ 作業場所の照度を確保しましょう。</p>
	◎ すべり		
転倒 -5	出勤時、店舗後方搬入口から歩いて入館したところ、床が水で濡れていたため足元が滑り転倒。右ひざを床に強打し、打撲を負った。	<ul style="list-style-type: none"> 水濡れ、油濡れ、積雪、通路や冷凍庫の着氷、金属性の蓋などは、摩擦が低く、滑りやすくなります。 	<p>① 床等の素材は防滑性のある物としましょう。</p>
転倒 -6	レジ周りの消耗品を取りに行こうとサッカーボールに近づいたところ、床が水濡れしていたため、足元が滑り転倒。右足を床で強打した。	<ul style="list-style-type: none"> お客様の通らない場所にも対応が必要です。 駐車場から建物に至る通路でも、よく転倒が発生します。 	<p>② 床は、頻繁に、清掃・水切り等を行いましょう。</p> <p>また、冬季には除雪、融雪も行いましょう。</p> <p>③ 水濡れの危険箇所を洗い出し、該当する箇所に転倒防止のためのマットを敷きましょう。</p>
転倒 -7	鮮魚の焼魚加工室で清掃作業中、床の水濡れをモップで水切りをしていったところ、足元が滑り転倒。その際、左目下辺りを盛り付け台に強打し打撲を負った。	<ul style="list-style-type: none"> 水洗い、モップ掛け作業は、床面が濡れるため危険な状態となります。 	<p>④ 防滑性のある靴を使用しましょう。</p> <p>⑤ 指定の長靴の底がすり減っていないかチェックしましょう。</p> <p>⑥ 転倒しにくい歩き方を実践しましょう。</p>

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
無理な動作-1	品出しの準備のため、バナナの入った段ボール箱をミニキャリアからカット台車の上段に積み替えていたところ、右手首を捻って捻挫した。	<ul style="list-style-type: none"> 商品が想像していたより重い場合、無理な動作につながります。 持ち上げる向きと置く向きが、大きく違うと、捻りやすくなります。（「事例No.無理な動作-1」の写真では、ほぼ180度反転する位置になっています。） 	① 荷の重量表示を確認しましょう。 ② 重量表示がない荷は、およその重量を掲示するなどしましょう。 ③ 持ち上げる前に、少し力を入れてみて重さを確認しましょう。 ④ 荷を持ち上げる場と下ろす場所は、それぞれが離れておらず、また、向きが近く、腰の高さぐらいになるようにしましょう。 ⑤ 荷を持ち上げる際は体を荷に近づけ、垂直に立ち上がるようになります。
無理な動作-2	冷蔵室の内部を整理整頓中、床に積み重ねてあったコンテナを持ち上げたところ、右足底部に痛みが生じた。	<ul style="list-style-type: none"> 床に置かれているものを上に持ち上げようとすると、足腰に負担がかかります。 	

特に、「転倒」や「動作の反動、無理な動作」や手工具による切創は、最終的には労働者の作業行動にかかるべきです。

以下のように物、人の両面にアプローチすることが必要です。

- 設備・器具を整える … 物の対策
(転びにくい床、転びにくい靴、照明、荷揚げ負担を軽減する台車、作業台等の器具など)
- 作業手順を定め教育する … 人への対策
(歩き方、荷の置き方、持ち上げ方など)

また、本部や店舗が行う安全衛生活動により、労働者自ら安全な行動を取れるように、安全衛生意識を高めることが重要です。

協議会構成員企業でも、以下のような取り組みが行われています。

【対策の実例 … 『労災ゼロ月間』】

- 毎年2回、『労災ゼロ月間』を設定し、各回ごとにテーマを決めて、本部主導の下、企業全体で取り組み。
例：「通勤時の事故防止」…特に増加している「通勤時の事故」について各職場で具体的な防止行動を検討
「ヒヤリ・ハット事例共有改善」…事例報告書提出を、職場委員を中心に全職員に呼びかけ
- 前年度発生した労災事故の再発防止実践行動の点検と対策徹底
- 労災ゼロ月間スローガンのポスター作製と掲示

切れ、こすれ

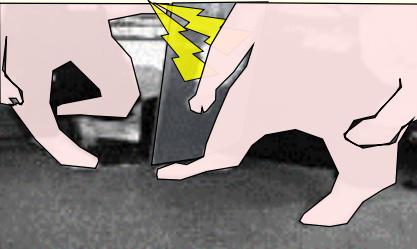
事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
	◎ 機械作業		
切れ -1	スライサーを使ってサラダ用オニオンスライスを作っていたところ、具材を抑えていた右手親指が刃先に当たり切創を負った。	<ul style="list-style-type: none"> 回転刃は鋭く、手指の切断や出血多量に至るおそれがあります。 	<p>① スライサーは刃部に覆い、囲いがあるものを使用しましょう。</p>
切れ -2	機械を洗浄する際、安全カバーを外し、安全装置スイッチを手で作動させ部品を外そうとしたため、機械が作動し左手人差し指を挟まれ骨折した。	<ul style="list-style-type: none"> ゆっくり動作するような場合でも、人間の力では動力には勝てません。 清掃、調整等でカバーを開けた状態では、刃部に防護がないため大変危険ですので、機械を稼働させてはいけません。 	<p>② 切断する具材を保持する機構を有するスライサーを使用するか、保持する用具を使用し、直接人の手で持たないようにしましょう。</p> <p>③ 清掃、調整などカバーを開けた際に自動で停止する機構（インターロック）を有する機械を使用するか、機械を停止しましょう。</p>
	◎ 工具作業		
切れ -3	鮮魚作業場で冷凍マグロの短冊を加工する作業中、押さえていた左手親指に包丁の刃が当たり切創を負った。	<ul style="list-style-type: none"> 冷凍物では刃先や手が滑りやすくなります。 水や油に濡れている物も、手が滑りやすくなります。 包丁やカッターの刃は防護困難なため、危険なものである認識が必要です。 	<p>① 切創防止手袋を使用しましょう。</p> <p>② 刃の進行方向に手を添えないなど、物の状態をよく確認し、基本の包丁の入れ方を徹底しましょう。</p>
切れ -4	清掃作業中、ナイフの刃を取り替えていたところ、親指が刃先に触れて切創を負った。		

はまれ、巻き込まれ

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
	◎ 機械作業		
はまれ-1	パン生地の成型作業中、 生地をモルダーに手で投入していたところ、着用していたニトリル手袋の指先が機械に巻き込まれ、右手の指先がローラー部分に挟まれて負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ゆっくり動作するような場合でも、人間の力では動力には勝てません。 手袋、ネクタイ、スカーフ、首に巻いたタオルなどは、回転物に巻き込まれやすくなります。 巻き込まれた場合、骨折、神経損傷により障害を負ったり、死亡することも起こります。 	<p>① 回転物の近傍では、薄く、巻き込まれやすいものは着用しないようにしましょう。</p> <p>② 裾、袖口などはたるみがないようにしましょう。</p>
	◎ かご車作業		
はまれ-2	かご車（ロールボックスパレット）を移動させていたところ、かご車を持っていた左手が鉄製の柱に挟まれた。	<ul style="list-style-type: none"> かご車を持つ手はかご車の外に位置するため、壁や柱にはまれやすくなります。 	<p>① かご車に専用の持ち手部分を取り付ける。</p> <p>② 接触しやすい箇所の壁、柱などに保護材を取り付ける。</p>
	【対策の実例】 狭い通路の配管にクッション材を巻いたうえで、明示しています。		<p>③ 手指を保護でき、滑り止めのある手袋を使用しましょう。</p>
	◎ スイングドア		
はまれ-3	店舗後方から売場へ入るためスイングドアを右手で押して開けようとしたところ、 右手の中指がスイングドアと壁の隙間に挟まって、手が抜けなくなり打撲を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ドアの端部（ヒンジのある側）に手を添えると、ドアが閉まる際にはさまれます。 	<p>① 扉に設置されている取っ手や、ドアを押す板など、ドアの決められた部分を所を用いてドアを開閉しましょう。</p>

激突され

… 物がぶつかってくる

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
激突 され -1	◎ スイングドア	<p>作業場の入口付近で発泡スチロール箱から保冷用の氷を取り出していたところ、別の従業員が入室するためスイングドアを押し開けた際、右肩に扉が当たり打撲を負った。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ドアを開けた際に、他の人に当たってケガをさせる例が多く見受けられます。 <p>① スイングドアを開ける方は、窓からドアの向こう側の状況を確認のうえ、ゆっくり開ける。 ② スイングドアの開閉範囲内で作業をしない。 ③ スイングドアの開閉範囲について、テープや塗装により床に明示する。 ④ スイングドアの開閉範囲内で作業をしたりしない。</p>

飛来、落下

… 物が飛んでくる、落ちてくる

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
飛来 -1	自動計量包装値付機のラップフィルムを補充していたところ、カート上段に置いたラップフィルムが転がって左足の上に落下し、不全骨折(ひび)を負った。	<ul style="list-style-type: none"> 長細い物は倒れやすくなります。 円形・球形の物は転がります。 置かれた物の重さ、高さが大きくなると落下によるダメージも大きくなります。 	<p>① 落下の危険性があるような不安定な置き方をしない。</p> <p>② 長細い物や、円形・球形の物など不安定な物には、倒れ止めや、かご等の用具を使用する。</p>

高温・低温の物との接触

…凍傷、やけど、熱中症

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
高温 低温 -1	◎ フライヤー	<ul style="list-style-type: none"> 揚げ油は150℃を超えており、やけどを起こします。 高温の油に、水分や氷が落ちると、水分が蒸発して、油が飛び散るので危険です。 使用後まもなく油の交換や廃棄処理を行うと、油温が高いままのため、危険です。 顔などに跡が残ったり、目に障害が残ることがあります。 	① 具材の投入時には、水分を含んでいないか注意し、静かにフライヤーに入れましょう。 ② 具材の取り出しある油が飛散しないよう行いましょう。 ③ 廃液処理は、油温が下がるだけの時間を空けてから行いましょう。 ④ 保護メガネ、保護手袋、防護前掛けを使用しましょう。（いずれも耐油、耐熱仕様のもの）
高温 低温 -2	真空包装機の準備をしていたところ、機械の内部で包装用フィルムが絡まつたため、復旧させようと作動中の包装機の中に右手を入れてしまい高温の機械に指を挟まれ火傷を負った。	清掃、調整等でカバーを開けた状態では、機械の稼働部が露出しており大変危険ですので、機械を稼働させてはいけません。	① 清掃、調整などカバーを開けた際に自動で停止する機構（インターロック）を有する機械を使用するか、機械を停止しましょう。

有害物等との接触

…薬傷、中毒、酸欠

事例No.	発生状況	危険のポイント	対策
有害物 -1	洗剤の保管場所で、希釀前の殺菌・漂白剤（主成分：次亜塩素酸ナトリウム）をポンプボトルから希釀用のバケツに移していたところ、ノズルの向きを確認しないままポンプを押し下げてしまったため液剤が左目に入った。	<ul style="list-style-type: none"> 皮膚・目の炎症のほか、急性中毒、慢性症状に至る物質もあります。 SDS（安全データシート）を確認し、危険・有害性を把握しましょう。 物質によっては法令に則った措置が必要です。 	① SDSに記載されている取り扱い方法、保護具、適用法令を参照して作業しましょう。 ② 清掃等に用いる洗剤は皮膚・目への刺激性が高いものが多いため、保護メガネ、保護手袋を使用しましょう。

「厚生労働省第14次労働災害防止計画」
 「京都労働局第14次労働災害防止推進計画」
 「京都府内の労働災害統計」

京都労働局
[「災害統計・事例」のページ](#)

については、右のページから各資料をご参照ください。



1. 安全衛生活動について

- ◆ 基本的な安全衛生管理活動については、右のパンフレットをご参照ください。



◀ パンフレット「製造事業者
向け 安全衛生管理のポイント」
[パンフレット「安全で安心な
職場をつくりましょ」](#)
(主に第三次産業向け) ▶



2. 安全衛生管理体制について

- ◆ 安全衛生管理体制の概略については、右のパンフレットをご参照ください。



◀ パンフレット「事業場
における安全衛生管理体制の
あらまし」(京都労働局版)

3. 転倒・腰痛防止対策

- ◆ 転倒予防・腰痛予防対策については、右のページをご参照ください。
(リーフレット、事例集、動画等があります)



◀ 厚生労働省「転倒予防・
腰痛予防の取組」のページ
[京都労働局
転倒災害防止特設ページ](#) ▶



4. 雇入れ時教育等

- ◆ 雇入れ時教育等については、右のページをご参照ください。
(各業種向けパンフレット、動画等があります)



◀ パンフレット「未熟練労働者に
対する安全衛生教育マニュアル」
[厚生労働省職場のあんぜんサイト内
「各種教材・ツール」のページ](#) ▶



5. 高年齢労働者の安全衛生対策

- ◆ 高年齢労働者の安全衛生対策については、右のページをご参照ください。
(「エイジフレンドリーガイドライン」「エイジフレンドリー補助金」を含む資料・リーフレット等があります)



◀ 厚生労働省
「高年齢労働者の
安全衛生対
策」のページ

他にも、厚生労働省ホームページでは、安全衛生に関する各種パンフレット・リーフレットをダウンロードできます。

京都労働局
[「災害統計・事例」のページ](#)





SAFEコンソーシアムのご案内

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組んでいます。

労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけています。



SAFEアワード



シンポジウム



現場視察

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を表彰します。

SAFEコンソーシアム加盟者、その他の企業等が安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議や周知啓発、交流を図ります。

コンソーシアム加盟企業の取組を広く周知する現場視察等を行います。

加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

取組

- ① 加盟メンバーの地位向上(ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信)
- ② 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- ③ 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- ④ 安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議・周知啓発(シンポジウム)

SAFEコンソーシアム
ポータルサイト
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFEコンソーシアム
X @safe_mhlw
https://twitter.com/safe_mhlw



「SAFEコンソーシアム」では、職場において実施されている労働災害防止や安全・健康の増進のための取組事例を募集し、「SAFEアワード」として表彰しています。

令和4年度に選出された優良事例は、「**令和4年度SAFEアワード取組事例集**」として公開されていますので、併せてご活用ください。
(令和5年度事例も、今後公開予定です。)

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/award/>



事業者の皆さん

各機関の支援制度をご活用ください。

中央労働災害防止協会

「中小規模事業場 安全衛生サポート事業」のご案内

費用は
無料です！



中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和4年の労働災害死傷病者数約13万人のうち、従業員99人以下の企業でその75%が発生しています*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の企業等を支援する「個別支援」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「集団支援」の2種類があります。

費用は無料です、是非ご活用ください。

*厚生労働省「職場のあんぜんサイト (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>)」参照

<個別支援>

専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、「安全推進者の配置等に係るガイドライン（平成26年3月）」（厚生労働省）を踏まえ、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）の店舗・施設等を対象としております。

費用 費用は無料

（厚生労働省の補助事業のため）

- 対象
- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
 - 労働者数が概ね100人未満の事業場が対象



① 現場確認で弱点を探し出します

2時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

② 現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します（教育・アドバイス等）

～オンラインでも対応します～

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡回に同行し、巡回における目的の付所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的な方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はざまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

*個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機關はじめ第三者が知ることはありません。
ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

<集団支援>

事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか。 無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。

オンラインでも
対応します

企業系列協力会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します。

また、事業場（店舗）に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスを行う「個別支援」と組み合わせて実施することも可能です。

費用 費用は無料

（厚生労働省の補助事業のため）

対象

- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。
- 労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問合せ先にご相談ください。



① みんなで学んで労災を防止！

工場、店舗、社会福祉施設などの代表の皆さんのが集まる機会を利用し、安全衛生に関する研修会や講演を行います。2時間程度の研修会を開催いたします。

② このようなテーマの研修や講習を実施します

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. ヒューマンエラーとその防止対策 | 7. はざまれ・巻き込まれ対策 |
| 2. 脱帽災害防止対策の進め方 | 8. 安全・安心のための5S活動 |
| 3. 職場巡回のチェックポイント | 9. 職場の腰痛予防対策 |
| 4. これから進める化学物質対策（＊1） | 10. 保護具の適切な使用方法など |
| 5. 事業者に求められる安全配慮義務 | 11. 勤長の役割とは何か（＊2） |
| 6. メンタルヘルス対策の進め方 | |

*1 令和5年4月1日、令和6年4月1日に段階的に施行される「新たな化学物質管理制度」では、従来の「法令順守型」から、リスクアセスメント主体の「先取り型」の化学物質管理が事業者に求められています。

*2 安衛法により職場等に対する安全衛生教育が必要な対象業種が、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に拡大されました。（令和5年4月1日施行）

お申込み・お問い合わせ先

名称	中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター
所在地	〒550-0001 大阪市西区土佐堀2丁目3-8
TEL	06-6448-3450（代表）
FAX	06-6448-3477（代表）
E-MAIL	kinki@jisha.or.jp
業務担当地区	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

京都産業保健総合支援センター

「メンタルヘルス対策支援事業」のご案内

京都産業保健総合支援センターでは、事業場におけるメンタルヘルス対策の普及促進を図るため、当センターにメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者（メンタルヘルス対策促進員）を配置し、

- 1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援
- 2 「職場復帰支援プログラム」の作成に関する支援
- 3 管理監督者向けメンタルヘルス教育や研修会への講師派遣
- 4 若年労働者向けメンタルヘルス教育や研修会への講師派遣
- 5 ストレスチェック制度の導入や実施後の職場環境改善等に関する支援

などの事業場への個別訪問支援サービスを無料で提供しております。

また、当センターでは精神科医や臨床心理士等の専門家を配置し、職場のメンタルヘルスに関する悩みや課題等のご相談等に無料で対応しています。

1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援

メンタルヘルス対策の基本は、経営トップが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。

産業カウンセラー、社会保険労務士、労働衛生コンサルタント等のメンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き、「心の健康づくり計画」の作成支援等を行います。

2 「職場復帰支援プログラム」の作成に関する支援

メンタル不調により休業している労働者が円滑に職場復帰するためには、「職場復帰支援プログラム」の策定や就業規則等の関連規定の整備等により、休職から復職までの社内ルールを明確にしておくことが必要不可欠です。

メンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き、「職場復帰支援プログラム」の作成支援等を行うとともに、精神科専門医等による多角的検討の支援も実施しています。

3 管理監督者教育への講師派遣

メンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き、事業場の管理監督者の方々に、メンタルヘルス対策を進める上で必要な「管理監督者の役割」や「管理監督者の取組事項」についての教育や研修を実施します。

（講師派遣は原則1事業場につき1回のみとさせていただきます。）



4 若年労働者教育への講師派遣

メンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き、事業場に就労して間もない若年労働者に対し、自殺予防等のためのセルフケア教育や研修を実施します。

（講師派遣は原則1事業場につき1回のみとさせていただきます。）



5 ストレスチェック制度の導入や実施後の職場環境改善等に関する支援

平成27年12月より施行が義務付け（従業員数50人以上の事業場のみ）となったストレスチェックとは、事業主が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査です。制度がよくわからない、どのように実施したらよいかわからない等のお悩みがあれば、メンタルヘルス対策促進員が事業場に赴き導入にあたっての支援等を行います。また、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善をどのように行えばよいかわからない等のお悩みに關しても支援を行います。

6 相談窓口の開設

事業主や人事労務担当者などから寄せられる相談に、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の相談員が対応し、抱える課題等の解決をお手伝いします。

この相談窓口では、メンタル不調者に関する医学的・専門的な事項のほか、メンタル不調者への対処方法、主治医や家族との連携の仕方、職場復帰支援の進め方、復職後の就業上の配慮など幅広い分野に関するご相談をお受けしています。（面談、電話でのご相談の場合は、事前の予約が必要です。相談員等の出勤予定はホームページでご確認頂けます。）

「治療と仕事の両立支援サービス」のご案内



企業として、社員が治療を受けながら安心して働くことができる

職場環境を作りましょう。対応にお困りの産業保健スタッフ、

人事労務担当者の皆さま、ぜひ各種支援をご利用ください。



治療と仕事の両立支援サービスの内容

☑ 個別訪問支援

これから両立支援に取り組む企業等の依頼を受けて、両立支援促進員（看護師等の専門家）が事業場を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。

☑ 事業者啓発セミナー

平成28年2月に厚生労働省から示された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とした事業者や人事労務担当者等を対象とするセミナーを実施します。

☑ 個別調整支援

両立支援促進員が、事業場に出向いて個別の患者（社員）に係る健康管理について、事業者と患者（社員）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。この支援は、患者（社員）又は患者（社員）から主治医の意見書が提出された企業担当者や産業保健スタッフ等からの申出により実施します。

*支援の実施に当たっては、ご本人の同意が必要になります。

☑ 窓口での相談対応

治療と仕事の両立支援に関する相談に、面談、電話等により対応します。

(*相談は予約制となります。ご予約の際は当センターまでご連絡をお願いします。)

事業の詳しい内容は、当センターのホームページをご覧ください。

京都産業保健総合支援センター

検索

お申込み・
お問い合わせ先

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館5階
電話 075(212)2600 FAX 075(212)2700 E-mail: info@kyotos.johas.go.jp

協会けんぽと一緒に健康度アップを目指す

健康経営®チャレンジプログラム

協会けんぽでは、事業所様と協会けんとのコラボによる従業員様の健康づくりをサポートしています。
自社の実情に応じて、協会けんぽと一緒に健康度アップに向けてステップアップをしていきましょう！

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

1 健康保険委員への登録

まずは健康づくり担当者・健康保険事務担当者を“健康保険委員”に登録

登録すると…

- ・保健師等のプロによる健康講座
- ・事業所健康度カルテ[®]（従業員の健診結果を集約し、グラフなどで見える化したツール）の提供
※35歳以上の健診受診者が10名以上の事業所を対象に提供
- ・制度案内や申請書の書き方をまとめた便利なガイドブック進呈
- ・WEB研修会のご案内

健康保険委員についてこちらから



2 健康事業所宣言の実施

事業所内の健康づくりの方針を定め
“健康宣言”として社内外へ周知

健康宣言をすると…

- ・健康宣言証の交付
- ・京都支部HPへの社名公表
- ・健康測定器レンタル
- ・健康宣言事例集の提供
- ・京都信用金庫の金利優遇

健康事業所宣言についてこちらから



3 健康経営の実践

健康宣言をもとに、協会けんとのコラボ（下記の「協会けんぽサービスツール」を参考ください）による健康経営を実践

健康経営の実践により…

- ・従業員の満足度向上
- ・人材の確保、定着
- ・健康宣言事例集への掲載
- ・外部機関の認証制度取得によるPR効果



経済産業省等
「健康経営優良法人」



京都府

「きょうと健康づくり実践企業」



“健康経営が当たり前”

そんな会社を目指して、継続的に取り組むことができる体制づくりがポイントです

健康経営の

PDCAイメージ

Action

評価に基づき、次のPDCAに繋がる取り組み改善



【協会けんぽサービスツール】

- ・健康事業所宣言取組事例集
- ・健康経営セミナー

Plan

まずは自社の健康課題を把握して、無理のない目標を設定



【協会けんぽサービスツール】

- ・健康事業所宣言エントリーシート
- ・事業所健康度カルテ
- ・取り組みチェックシート

Check

取り組みの効果を経年で比較する等により評価



【協会けんぽサービスツール】

- ・生活習慣病予防健診
- ・事業所健康度カルテ
- ・取り組みチェックシート（振り返り）

PDCAを回した健康経営の実践

Do

事業所が主体となった健康づくりの取り組みの実施



【協会けんぽサービスツール】

- ・健康講座
- ・健康測定機器レンタル
- ・特定保健指導
- ・メールマガジン配信（健康レシピなど）

「京都府小売業プラスセーフ（+SAFE）協議会」について

小売業を含む第三次産業の労働災害では、事故の型で見ると「転倒」や腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、**労働者の作業行動に起因する労働災害が約半数を占め、また、増加傾向にあります。**

そこで、令和4年12月に、業界における労働災害防止の課題や作業行動に起因する労働災害等の予防に係る取組事例等の情報を共有し、管内事業場へ水平展開を図ることにより、業界全体の安全衛生に対する機運醸成を推進していくことを目的として、**小売業において複数の店舗を展開する京都府内の有数の企業、関係団体等の参画を得て、設立しました。**

【あとがき】

本資料の作成に当たり、災害事例の提供やご意見をいただいた京都府小売業プラスセーフ（+SAFE）協議会構成員のご担当各位にこの場をお借りしてお礼申し上げます。

小売業の労働災害事例と対策集

発行者

京都府小売業プラスセーフ（+SAFE）協議会
《事務局：京都労働局 労働基準部 健康安全課
〒604-0846
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地
電話 075-241-3216（健康安全課直通）》

発行日 初版 令和6年3月（令和6年6月一部修正）